

目 次	ページ
条 例	
1 新潟県市町村総合事務組合事務局等設置条例……………	1
2 新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例……………	2
3 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	3
4 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例 ……………	8
5 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例 ……………	14
公 告	
予算の要領について（平成 28 年度補正予算）……………	19
（平成 28 年度一般会計補正予算（第 1 号）……………	20
（平成 28 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	20
（平成 28 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	21
（平成 28 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	22
（平成 28 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	23
（平成 28 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	23
予算の要領について（平成 29 年度予算）……………	24
（平成 29 年度一般会計予算）……………	24
（平成 29 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）……………	26
（平成 29 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）……………	27
（平成 29 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）……………	28
（平成 29 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）……………	29
（平成 29 年度交通災害共済事業特別会計予算）……………	30

条 例

新潟県市町村総合事務組合事務局等設置条例を次のとおり公布する。

平成 29 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合事務局等設置条例
(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合管理者の権限に属する事務を分掌させるため、この条例の定めるところにより事務局及び事務所を置く。

(事務局)

第2条 事務局は、管理者の権限に属する事務のうち、次条の規定により事務局が行うもの以外の事務を分掌する。

(事務所)

第3条 事務所は、交通災害共済に関する事務で規則で定めるものを分掌する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、事務局及び事務所の事務分掌に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 新潟県市町村総合事務組合課等設置条例（平成16年条例第4号）は、廃止する。

新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例を次のとおり公布する。

平成29年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第3条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 管理者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、管理者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の確認者による確認が行われた全体評点が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評点が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 管理者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合
(降号の事由)

第4条 管理者は、職員の定期評価の全体評点が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 管理者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成29年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者
副管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第11条 (略) <u>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</u>	(扶養手当) 第11条 (略) <u>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</u>

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4)～(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

4 (略)

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3)～(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に掲げる扶養親族については 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち 1 人については 11,000 円）とする。

4 (略)

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が

にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

(給与の減額)

第 15 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第 10 条に規定する休日（勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤勉手当)

第 26 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(給与の減額)

第 15 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第 10 条に規定する休日（勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、休暇（勤務時間条例第 16 条の規定による介護休暇の承認を受けた場合及び同条例第 17 条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤勉手当)

第 26 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
 - 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成29年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。	第4条 管理者は、公務の運営の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤	2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤

務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 管理者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 管理者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第 8 条 管理者は、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間及び第 10 条に規定する休日の正規の勤務時間において、職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 (略)

第 8 条の 2 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)
第 8 条の 3 管理者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年条例第 43 号)第 2 条の 2 に規定する者を含む。以下この条及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第 8 条 管理者は、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間及び第 10 条に規定する休日の正規の勤務時間において、職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める継続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 (略)

第 8 条の 2 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)
第 8 条の 3 管理者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。)をさせるものとする。

時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) (略)

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第43号)第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、

(1) (略)

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配

深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（休日）

第 10 条 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が第 4 条又は第 5 条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）は、休日とし、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第 11 条 （略）

（休暇の種類）

第 12 条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び

偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 （略）

（休日）

第 10 条 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が第 4 条又は第 5 条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）は、休日とし、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第 11 条 （略）

（休暇の種類）

第 12 条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇と

組合休暇とする。

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母又は規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、給与条例第 15 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、同条例第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第 16 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

する。

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母又は規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

3 介護時間については、給与条例第 15 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(組合休暇)

第 17 条 (略)

2・3 (略)

4 前条第 3 項の規定は、組合休暇について準用する。

(療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認等)

第 18 条 療養休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、管理者の承認又は許可を受けなければならない。

(組合休暇)

第 17 条 (略)

2・3 略)

4 組合休暇は無給とする。

(療養休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認等)

第 18 条 療養休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、規則の定めるところにより、管理者の承認又は許可を受けなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条の 3 中「第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 29 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) (略)

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第

該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

(3)~(6) (略)

(7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)~(5) (略)

(6) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(7) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第 13 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第8号)第16条第1項第8号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定

(2)～(6) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第8号)第16条第1項第8号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定

にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。	(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

公 告

予算の要領について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成29年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成28年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)、平成28年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)、平成28年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)、平成28年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第1号)、平成28年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)及び平成28年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者
副管理者 渡 邊 廣 吉

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55,212 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 427,575 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金				
	1 繰越金	6,002	50,833	56,835
7 諸収入				
	3 雑入	936	4,379	5,315
歳入合計		372,363	55,212	427,575

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費				
	1 総務管理費	282,645	△4,212	278,433
4 積立金				
	1 基金積立金	25,712	43,162	68,874
5 予備費				
	1 予備費	1,501	16,262	17,763
歳出合計		372,363	55,212	427,575

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 89,666 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,628,683 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		5,460,003	100,000	5,560,003
	1 負担金	5,460,003	100,000	5,560,003
2 財産収入		52,523	3,451	55,974
	1 財産運用収入	52,522	3,451	55,973
3 繰入金		205,818	△205,817	1
	1 基金繰入金	205,818	△205,817	1
4 繰越金		1	12,683	12,684
	1 繰越金	1	12,683	12,684
5 諸収入		4	17	21
	2 預金利子	1	17	18
歳入合計		5,718,349	△89,666	5,628,683

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		5,592,826	△99,461	5,493,365
	1 退職手当事業費	5,565,757	△99,461	5,466,296
2 積立金		52,522	9,795	62,317
	1 基金積立金	52,522	9,795	62,317
歳出合計		5,718,349	△89,666	5,628,683

平成28年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業
特別会計補正予算(第1号)

平成28年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,765千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,504千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		47	132	179
	1 財産運用収入	47	132	179
4 繰越金		1	2,633	2,634
	1 繰越金	1	2,633	2,634
歳入合計		13,739	2,765	16,504

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		9,247	2,633	11,880
	1 非常勤職員公務災害 補償等事業費	8,151	2,633	10,784
2 積立金		4,492	132	4,624
	1 基金積立金	4,492	132	4,624
歳 出 合 計		13,739	2,765	16,504

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別
会計補正予算 (第 1 号)

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 185,142 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,624,502 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 交付金		920,000	△214,000	706,000
	1 交 付 金	920,000	△214,000	706,000
3 財産収入		9,709	631	10,340
	1 財産運用収入	9,708	631	10,339
5 繰越金		1	28,227	28,228
	1 繰 越 金	1	28,227	28,228
歳 入 合 計		1,809,644	△185,142	1,624,502

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		1,799,935	△214,000	1,585,935
	1 消防団員等事 業費	1,782,942	△214,000	1,568,942
2 積立金		9,708	28,858	38,566
	1 基金積立金	9,708	28,858	38,566
歳 出 合 計		1,809,644	△185,142	1,624,502

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 846 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,092 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		10,368	156	10,524
	1 財産運用収入	10,367	156	10,523
4 繰越金		1	690	691
	1 繰越金	1	690	691
歳 入 合 計		41,246	846	42,092

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		10,367	846	11,213
	1 基金積立金	10,367	846	11,213
歳 出 合 計		41,246	846	42,092

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正
予算（第 1 号）

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,813 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,246,569 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		34,867	2,813	37,680
	1 財産運用収入	34,866	2,813	37,679
3 繰入金		662,355	△21,787	640,568
	1 基金繰入金	662,355	△21,787	640,568
4 繰越金		1	21,787	21,788
	1 繰越金	1	21,787	21,788
歳入合計		1,243,756	2,813	1,246,569

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		530,816	2,813	533,629
	1 基金積立金	530,816	2,813	533,629
歳出合計		1,243,756	2,813	1,246,569

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成29年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成29年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成29年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成29年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成29年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成29年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成29年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡邊 廣吉

平成29年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成29年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ381,952千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		54,135
	1 負担金	54,135
2 交付金		33,600
	1 交付金	33,600
3 使用料及び手数料		186,494
	1 使用料	186,494
4 財産収入		2,848
	1 財産運用収入	2,847
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		95,008
	1 特別会計繰入金	83,194
	2 基金繰入金	11,814
6 繰越金		3,530
	1 繰越金	3,530
7 諸収入		6,336
	1 預金利子	2
	2 弁償金	1
	3 雑入	6,333
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入合計		381,952

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,331
	1 議会費	1,331
2 総務費		321,099
	1 総務管理費	320,969
	2 監査委員費	130
3 事業費		55,173
	1 研修等事業費	55,173
4 積立金		2,847
	1 基金積立金	2,847
5 予備費		1,502
	1 予備費	1,502
歳出合計		381,952

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,347,728 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,310,003
	1 負 担 金	5,310,003
2 財 産 収 入		37,520
	1 財産運用収入	37,519
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		203
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	200
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		5,347,728

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		5,030,400
	1 退職手当事業費	5,003,331
	2 繰 出 金	27,069
2 積 立 金		223,328
	1 基金積立金	223,328
3 諸 支 出 金		91,000
	1 雑 支 出	91,000
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,347,728

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計
 予算

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,355 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,165
	1 負 担 金	10,165
2 財 産 収 入		186
	1 財産運用収入	186
3 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		10,355

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		10,169
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	9,073
	2 繰 出 金	1,096
2 積 立 金		186
	1 基金積立金	186
歳 出 合 計		10,355

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
 平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,696,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		878,937
	1 負担金	878,937
2 交 付 金		810,600
	1 交 付 金	810,600
3 財 産 収 入		6,659
	1 財産運用収入	6,658
	2 財産売却収入	1
4 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		1,696,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,689,541
	1 消防団員等事業費	1,672,548
	2 繰 出 金	16,993
2 積 立 金		6,658
	1 基金積立金	6,658
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		1,696,200

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算
 平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定
 めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,847 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算
 額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		875
	1 負 担 金	875
2 財 産 収 入		4,969
	1 財産運用収入	4,968
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		35,847

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,878
	1 消防賞じゅつ金費	30,695
	2 繰 出 金	183
2 積 立 金		4,968
	1 基金積立金	4,968
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		35,847

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成 29 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,187,034 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		523,729
	1 会費収入	523,729
2 財 産 収 入		26,568
	1 財産運用収入	26,567
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		636,733
	1 基金繰入金	636,733
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,187,034

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		685,369
	1 交通災害共済事業費	647,516
	2 繰 出 金	37,853
2 積 立 金		501,065
	1 基金積立金	501,065
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,187,034